

《会計・税務の知識》 グループ法人税制②—譲渡損益の繰延べ

はじめに

今回は、グループ法人単体課税制度の完全支配関係の判定について取り上げました。今回は、グループ法人単体課税制度で実際に所得金額の調整対象となる100%グループ内法人間の資産の譲渡取引についてご説明致します。

1. 100%グループ内の法人間での譲渡損益の繰延べ

内国法人（以下、譲渡法人）が保有する譲渡損益調整資産をその譲渡法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（以下、譲受法人）に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益（損失）に相当する金額は、その譲渡した事業年度の所得の計算上、損金（益金）の額に算入します。

2. 譲渡損益調整資産

譲渡損益の繰延べの対象となる譲渡損益調整資産は次に掲げるものです。

1. 固定資産
2. 棚卸資産たる土地（土地の上に存する権利を含む）
3. 有価証券（売買目的有価証券を除く）
4. 金銭債権
5. 繰延資産

但し、上記1.～5.に該当する資産のうち、次の①又は②に該当する資産については譲渡損益調整資産から除かれます。

- ①譲渡直前の帳簿価格が1,000万円未満のもの
- ②有価証券のうち譲受法人において売買目的有価証券とされる有価証券

3. 譲渡損益の戻入れ

100%グループ内の取引からは課税関係を生じさせないとする制度趣旨からは、当該資産が完全支配関係の外へ譲渡される時点まで譲渡損益を繰り延べることも考えられます。しかし、資産がグループ外に譲渡される時点まで繰り延べるとすると、そのグループ内で資産が転々とした場合にその資産の管理が煩雑になります。

そこで、譲受法人において戻し入れ事由が生じ

たときには、グループ内の取引であっても、繰り延べた譲渡利益（損失）に相当する金額の全部又は一部を譲渡法人において戻入益（戻入損）として益金（損金）の額に算入します。

〈戻し入れ事由〉

譲渡、償却、評価替え、貸倒れ、除却、その他これらに類する事由が生じた場合

4. 譲渡損益調整資産が減価償却資産・繰延資産の場合

譲渡損益調整資産が譲受法人において減価償却資産又は繰延資産に該当する場合には、次の算式により計算された金額を譲渡法人において益金又は損金の額に算入します。なお、原則法と簡便法は譲渡事業年度に選択した方法を継続適用しなければなりません。

①原則法

$$\text{譲渡損益} \times \frac{\text{譲受法人における償却費の損金算入額}}{\text{譲受法人の譲渡損益調整資産の取得価格}}$$

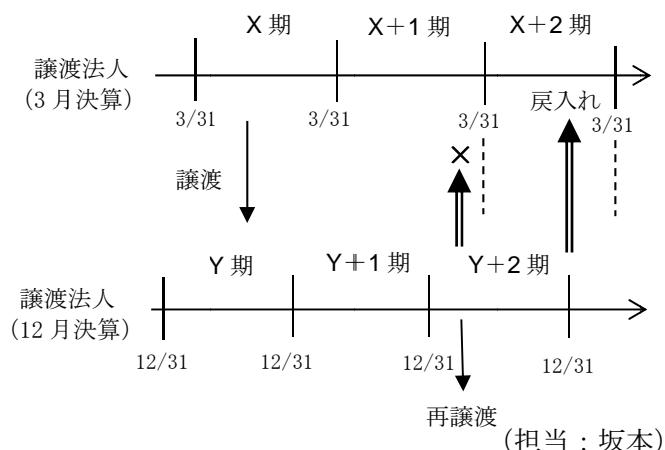
②簡便法

$$\text{譲渡損益} \times \frac{\text{譲渡法人のその事業年度の月数}}{\text{譲受法人の譲渡損益調整資産の耐用年数} \times 12} \quad ※$$

※繰延資産の場合には、耐用年数は「支出の効果の及ぶ期間の月数」となります。

5. 譲渡損益の計上時期

譲受法人において譲渡損益の戻し入れ事由が生じた日の属する事業年度の終了の日に繰り延べた譲渡損益の戻し入れを行います。



(担当：坂本)